

平成 2 8 年 度

生 駒 市 病 院 事 業 会 計 予 算 書

生 駒 市

議案第 12 号

平成28年度生駒市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度生駒市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数(許可) 一般病床 210床

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	203,496千円
第1項 医業収益	62,523千円
第2項 医業外収益	140,973千円

支 出

第1款 病院事業費用	501,019千円
第1項 医業費用	471,391千円
第2項 医業外費用	24,628千円
第3項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額382,555千円は過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	602,494千円
第1項 負担金交付金	242,494千円
第2項 基金からの長期借入金	360,000千円

支 出

第1款 資本的支出	985,049千円
第1項 建設改良費	1,662千円
第2項 企業債償還金	982,387千円
第3項 予備費	1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 11,411千円

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,385千円である。

平成28年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史